島根県報

令和８年10月27日（火）
第　７６６　号
（毎週火・金曜日発行）
https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【告　示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地域福祉課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	（　〃　）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（　〃　）	2
狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定	（農山漁村振興課）	2
特別保護地区の指定	（　〃　）	3
休猟区の指定	（　〃　）	4
特定猟具使用禁止区域の指定	（　〃　）	4
鳥獣保護区の指定の一部改正（４件）	（　〃　）	6
農地を利用する権利の設定に関する裁定（２件）	（農業経営課）	7
保安林の指定	（森林整備課）	9

【公　告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（２件）	（農業経営課）	9
公共測量の実施	（技術管理課）	11
公共測量の終了	（　〃　）	11
都市計画の変更案の縦覧	（都市計画課）	11
島根県立中央病院設備運転管理業務委託に係る提案競技の実施	（病院局）	12

告　示

島根県告示第593号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の３第１号の規定により告示する。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

医療機関の名称	所　在　地	指定年月日
小山皮膚科クリニック	出雲市小山町269番地４	令和８年９月１日
沖田医院	浜田市殿町３－１	令和８年９月１日

島根県告示第594号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の３第２号の規定により告示する。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
訪問看護ステーションよさみ	江津市嘉久志町2426番地10　新川ビル２階	江津市嘉久志町イ1503番地２	令和８年５月１日

島根県告示第595号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の３第２号の規定により告示する。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

医療機関の名称	所　在　地	廃止年月日
真鍋医院	浜田市国分町677－１	令和８年８月31日
沖田医院	浜田市殿町３－１	令和８年８月31日
小山皮膚科クリニック	出雲市小山町269－４	令和８年８月31日

島根県告示第596号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第２項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

旭南部ヤマドリ捕獲禁止区域	１　区域 浜田市の一部

	2　面積 4,897ヘクタール 3　存続期間 令和８年11月１日から令和11年10月31日まで
三隅第４ヤマドリ捕獲禁止区域	1　区域 浜田市の一部 2　面積 2,828ヘクタール 3　存続期間 令和８年11月１日から令和11年10月31日まで
真砂キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1　区域 益田市の一部 2　面積 1,748ヘクタール 3　存続期間 令和８年11月１日から令和11年10月31日まで
ニホンジカ捕獲禁止区域	1　区域 出雲市の一部 2　面積 6,980ヘクタール 3　存続期間 令和８年11月１日から令和10年10月31日まで

備考　区域図は、掲載を省略し、島根県ホームページにおいて供覧する。

島根県告示第597号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第１項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第４項において準用する同法第15条第２項の規定により告示する。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

千丈渓特別保護地区	1　区域 江津市及び邑智郡邑南町の各一部 2　面積 61ヘクタール 3　存続期間 令和８年11月１日から令和18年10月31日まで 4　特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県ホームページにおいて縦覧に供する。
匹見峡特別保護地区	1　区域 益田市の一部 2　面積

	73ヘクタール 3　存続期間 令和８年11月１日から令和18年10月31日まで 4　特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県ホームページにおいて縦覧に供する。
断魚渓特別保護地区	1　区域 邑智郡邑南町の一部 2　面積 20ヘクタール 3　存続期間 令和８年11月１日から令和18年10月31日まで 4　特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県ホームページにおいて縦覧に供する。

備考　区域図は、掲載を省略し、島根県ホームページにおいて供覧する。

島根県告示第598号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第１項の規定により、次のとおり休猟区を指定するので、同条第３項の規定により告示する。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

元屋地区休猟区	1　区域 隠岐郡隠岐の島町の一部 2　面積 2,148ヘクタール 3　存続期間 令和８年11月１日から令和11年10月31日まで

備考　区域図は、掲載を省略し、島根県ホームページにおいて供覧する。

島根県告示第599号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第３項の規定により告示する。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

赤江特定猟具使用禁止区域	1　区域 安来市の一部 2　面積 67ヘクタール 3　存続期間 令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

	4　禁止に係る特定猟具の種類 銃
加茂特定猟具使用禁止区域	1　区域 雲南市の一部 2　面積 38ヘクタール 3　存続期間 令和８年11月１日から令和18年10月31日まで 4　禁止に係る特定猟具の種類 銃
三刀屋特定猟具使用禁止区域	1　区域 雲南市の一部 2　面積 81ヘクタール 3　存続期間 令和８年11月１日から令和18年10月31日まで 4　禁止に係る特定猟具の種類 銃
名分特定猟具使用禁止区域	1　区域 松江市の一部 2　面積 12ヘクタール 3　存続期間 令和８年11月１日から令和18年10月31日まで 4　禁止に係る特定猟具の種類 銃
三瓶ダム特定猟具使用禁止区域	1　区域 大田市の一部 2　面積 50ヘクタール 3　存続期間 令和８年11月１日から令和18年10月31日まで 4　禁止に係る特定猟具の種類 銃
七条特定猟具使用禁止区域	1　区域 浜田市の一部 2　面積 67ヘクタール 3　存続期間 令和８年11月１日から令和18年10月31日まで 4　禁止に係る特定猟具の種類

	銃
久佐特定猟具使用禁止区域	1　区域 浜田市の一部 2　面積 210ヘクタール 3　存続期間 令和８年11月１日から令和18年10月31日まで 4　禁止に係る特定猟具の種類 銃
出雲平野特定猟具使用禁止区域	1　区域 出雲市の一部 2　面積 9,739ヘクタール 3　存続期間 令和８年11月１日から令和18年10月31日まで 4　禁止に係る特定猟具の種類 銃
桜湖・いわみおろち湖特定猟具使用禁止区域	1　区域 浜田市の一部 2　面積 76.4ヘクタール 3　存続期間 令和８年11月１日から令和18年10月31日まで 4　禁止に係る特定猟具の種類 銃
波積ダム特定猟具使用禁止区域	1　区域 江津市の一部 2　面積 20ヘクタール 3　存続期間 令和８年11月１日から令和18年10月31日まで 4　禁止に係る特定猟具の種類 銃

備考　区域図は、掲載を省略し、島根県ホームページにおいて供覧する。

島根県告示第600号

鳥獣保護区の指定（昭和41年島根県告示第978号）の一部を次のように改正し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

表大社鳥獣保護区の項中「平成28年11月１日から平成38年10月31日まで」を「令和８年11月１日から令和18年10月31日

まで」に、「島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて」を「島根県ホームページにおいて」に改め、同表大池鳥獣保護区の項中「378ヘクタール」を「302ヘクタール」に、「平成28年11月１日から平成38年10月31日まで」を「令和８年11月１日から令和18年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて」を「島根県ホームページにおいて」に改め、同表千丈渓鳥獣保護区の項及び匹見峡鳥獣保護区の項中「平成28年11月１日から平成38年10月31日まで」を「令和８年11月１日から令和18年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて」を「島根県ホームページにおいて」に改め、同表の備考中「島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて」を「島根県ホームページにおいて」に改める。

島根県告示第601号

鳥獣保護区の指定（昭和46年島根県告示第944号）の一部を次のように改正し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

表中「平成28年11月１日から平成38年10月31日まで」を「令和８年11月１日から令和18年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて」を「島根県ホームページにおいて」に改め、同表の備考中「島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて」を「島根県ホームページにおいて」に改める。

島根県告示第602号

鳥獣保護区の指定（昭和51年島根県告示第780号）の一部を次のように改正し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

表中「平成28年11月１日から平成38年10月31日まで」を「令和８年11月１日から令和18年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて」を「島根県ホームページにおいて」に改め、同表の備考中「島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて」を「島根県ホームページにおいて」に改める。

島根県告示第603号

鳥獣保護区の指定（昭和56年島根県告示第1011号）の一部を次のように改正し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

表隠岐国分寺鳥獣保護区の項中「平成28年11月１日から平成38年10月31日まで」を「令和８年11月１日から令和18年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて」を「島根県ホームページにおいて」に改め、同表の備考中「島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え付けて」を「島根県ホームページにおいて」に改める。

島根県告示第604号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第２項において読み替えて準用する同法第39条第１項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第３項の規定により告示する。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

1　農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市小境町1695番１	田	857

2　農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和８年11月１日	権利の始期から令和13年12月31日まで	8,570

3　農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社　理事長　曽田　謙一郎　松江市黒田町432番地１

4　農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
出雲市小境町1695番１	堀内　功

5　補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第605号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第２項において読み替えて準用する同法第39条第１項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第３項の規定により告示する。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

1　農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市斐川町原鹿664番１	田	1,158
出雲市斐川町原鹿664番２	田	1,000

2　農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和８年11月１日	権利の始期から令和16年12月31日まで	58,528

3　農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社　理事長　曽田　謙一郎　松江市黒田町432番地１

4　農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
出雲市斐川町原鹿664番１	松浦　武紀
出雲市斐川町原鹿664番２	松浦　武紀

5　補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第606号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第６項において準用する同条第１項の規定により告示する。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

１　保安林の所在場所

飯石郡飯南町下来島2199－２

２　指定の目的

水源の涵養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公　　告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第２項において読み替えて準用する同法第38条第１項の規定により公告する。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
雲南市木次町寺領1026番１	田	4,026

２　申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

４　希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和８年12月１日	権利の始期から令和11年12月31日まで	5,697

５　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

⑴　提出期限

令和８年11月10日

⑵　提出先

島根県農林水産部農業経営課

⑶　記載事項

ア　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第２項において読み替えて準用する同法第38条第１項の規定により公告する。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

1　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
仁多郡奥出雲町大呂1620番	田	3,565
仁多郡奥出雲町大呂1624番	田	1,609
仁多郡奥出雲町大呂1632番１	田	2,367
仁多郡奥出雲町大呂1633番	田	3,646
仁多郡奥出雲町大呂1634番	田	3,497

2　申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4　希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和８年12月１日	権利の始期から令和11年12月31日まで	153,300

5　意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

⑴　提出期限

令和８年11月10日

⑵　提出先

島根県農林水産部農業経営課

⑶　記載事項

ア　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、公共測量の実施について出雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（基準点測量）

２　作業期間

令和８年10月14日から同年12月２日まで

３　作業地域

出雲市稲岡町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、次の公共測量は、令和８年９月30日に終了した旨島根県知事職務代理者島根県副知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（基準点測量及び用地測量）

２　作業期間

令和８年５月26日から同年９月30日まで

３　作業地域

雲南市吉田町吉田地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第18条第１項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第２項において準用する同法第17条第１項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和８年10月27日

島根県知事　丸　山　達　也

１　都市計画の種類

雲南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

２　都市計画を変更する土地の区域

雲南都市計画区域の全域

３　縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び雲南市建設部都市計画課

４　縦覧期間

令和８年11月４日から同月17日まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

島根県立中央病院設備運転管理業務委託の契約予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和８年10月27日

島根県病院事業管理者　山　口　修　平

1　提案競技に付する事項

⑴　件名及び数量

島根県立中央病院設備運転管理業務委託　一式

⑵　仕様

「島根県立中央病院設備運転管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

⑶　契約期間

令和９年４月１日から令和12年３月31日まで

⑷　業務履行場所

島根県出雲市姫原四丁目１番地１　島根県立中央病院

⑸　提案価格の上限額

990,756千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2　提案競技参加資格に関する事項

当該提案競技に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たし、島根県病院事業管理者の参加資格の確認を受けた者であること。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

⑶　島根県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

⑷　消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

⑸　島根県が行う庁舎の清掃及び警備業務等の委託、建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

⑹　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑺　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑻　平成28年４月１日からこの公告の日までに医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５に規定する病院（400床以上の病床を有するものに限る。）において、設備運転管理業務を12月以上継続して誠実に履行した実績を有すること。

3　提案競技説明に関する事項

⑴　提案競技実施要領、様式等の配布期間及び配布場所

ア　配布期間

令和８年10月27日（火）から同年11月20日（金）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第９号）第１条第１項に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）

イ　配布場所

島根県立中央病院　事務局経営部施設管理課（島根県出雲市姫原四丁目１番地１　島根県立中央病院　１階事務局分室）

ウ　配布手続

島根県立中央病院のホームページ（https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_spch/）において掲載する「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で１部を配布する。

⑵　提案競技説明会

ア　日時

令和８年11月４日（水）　午後１時

イ　場所

島根県出雲市姫原四丁目１番地１　島根県立中央病院　３階　会議室１

4　提案競技参加資格確認手続

⑴　提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア　提案競技参加資格確認申請書

イ　会社概要書

ウ　法人の登記事項証明書（申請日前３月以内に発行された原本又はその写しに限る。）

エ　直近の財務諸表（決算報告書）

オ　島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（申請日前３月以内に発行された原本又はその写しに限る。）

カ　消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（申請日前３月以内に発行された原本又はその写しに限る。）

キ　役員等名簿

ク　担当者届

ケ　２の⑻を確認できる書類（契約書、仕様書、検査済証の写し等）

⑵　書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア　提出方法

郵送又は持参による。

イ　提出部数

各１部

ウ　提出期限

令和８年11月20日（金）午後５時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後５時までに必着のこと。）

エ　提出先

12に同じ。

5　提案競技に係る質問書

⑴　質問は、期限までに文書により電子メールにて提出すること。

⑵　提出先は、12に同じ。

⑶　提出期限は、令和８年12月２日（水）午後５時までとする。

⑷　質問に対する回答は、提案競技参加資格確認申請者全員に対し、電子メールにより通知する。

6　提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

7　提案書及び見積書の提出

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書及び見積書を提出すること。

⑴　提案書の内容

仕様書を元に「島根県立中央病院設備運転管理業務に係る提案書作成要領」（以下「要領」という。）のとおり記載することとし、新たな業務事項及び将来的な構想がある場合は、その旨がわかるように表示すること。ただし、提案者以外に権利が帰属する著作権・情報等については、提案者において開示の承諾を得た上で表示すること。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

⑵　要求する仕様

仕様書のとおり

⑶　提案書の形式

形式は任意とする。ただし、用紙サイズは、全てＡ４判とし、ページを付すこと。

⑷　見積書の記載事項

要領に従い記入し、値引き等の記載は行わないこと。

⑸　書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア　提出方法

郵送又は持参による。

イ　提出部数

提案書　10部

配置予定受託責任者届　10部

設備運転管理業務実績一覧　10部

見積書　１部

電子データ（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）　１部

ウ　提出期限

令和８年12月15日（火）午後５時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後５時までに必着のこと。）

エ　提出先

12に同じ。

８　選定方法

⑴　審査手順

島根県立中央病院設備運転管理業務総合評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、厳正な審査を行い、総合的に最も優れた提案者（以下「契約予定者」という。）を選定する。

ア　審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施する。ただし、提案者が多数の場合においては、　書面審査により事前審査を行う場合がある。

イ　プレゼンテーション等の日程は、令和８年12月22日（火）を予定しているが、実施日時等については該当者のみに別途通知する。

⑵　提案者の評価方法

ア　提案価格が１の⑸の範囲内の提案書について評価を行う。

イ　提案内容が仕様を明らかに満たしていないために、本業務の目的を達しないと判断された場合には失格とし、評価は行わない。

ウ　提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

エ　評価項目は、次のとおりとする。

⑺　提案者の体制（規模、実績等）及び受注能力

⑴　受託責任者等の技術力、実績及び実施体制

⑼　設備保守・運転管理等業務における実施方針

⑽　上記以外の視点における提案の有無

㈦　見積金額

⑶　選定結果の通知

選定結果については、島根県立中央病院のホームページ（https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_spch/）において公表するとともに、次のアからエまでに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。

なお、応募多数の場合における事前審査によりプレゼンテーション等を行わないこととなった者に対しては、プレゼンテーション等の日程の通知に併せてその旨の通知を行う。

ア　採否の旨

イ　採択した提案書を提出した者の氏名又は名称

ウ　採否の理由

エ　評価委員会委員の構成

⑷　審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

９　提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

⑴　参加する資格のない者が提案したとき。

⑵　所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

⑶　事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

⑷　提案者が当該提案競技に対して２以上の提案をしたとき。

⑸　提案者が他人の提案の代理をしたとき。

⑹　その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10　契約

⑴　契約相手方

契約予定者と地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、随意契約を行う。

⑵　契約金額

契約予定者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。

⑶　契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第９号）第117条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

⑷　契約方法

予定価格の積算に当たり適用している労務単価は、令和８年10月時点で公表されているものである。

適用単価の改定が行われた場合は、発注者及び受注者双方の協議により変更することができるものとする。

⑸　その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

11　その他の留意事項

⑴　提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には応じない。

⑵　提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

⑶　提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

⑷　提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

⑸　提出書類は、返却しない。

⑹　提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。

12　提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒693－8555

島根県出雲市姫原四丁目１番地１　島根県立中央病院　事務局経営部施設管理課

電話　0853－30－6416

ファックス　0853－30－6033

電子メール　tyubyoshisetsu@pref.shimane.lg.jp

13　Summary

⑴　Title and quantity of procurement service：Shimane Prefectural Central Hospital Equipment Operation Management subcontract, 1 set

⑵　Deadline for submission of qualification documents for proposal competition：17：00, 20 November 2026

⑶　Deadline for submission of proposal document and quotation：17：00, 15 December 2026

⑷　Contact regarding proposal competition：Facility Management Division, Department of Management, Shimane Prefectural Central Hospital Executive Office ４－１－１ Himebara, Izumo－shi, Shimane－ken, 693－8555, Japan

TEL：0853－30－6416